

議案第4号

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第71項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に関し必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員基本条例（抄）

別表（第28条関係）

項番号	非 違 行 為 の 類 型	懲戒処分の種類
省 略	省 略	省 略
71	公共の場所若しくは公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること又はストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第2項に規定するストーカー行為をいう。）をする 第3項 こと	省 略
省 略	省 略	省 略